

○沖縄県立看護大学学校医設置規程

(平成11年3月23日沖縄県訓令第8号)

(沿革) 平成13年3月30日訓令第80号改正
平成15年3月31日訓令第42号改正
平成23年3月29日訓令第34号改正
平成25年4月5日訓令第68号改正
平成26年4月1日訓令第56号改正
平成27年7月3日訓令第48号改正
平成28年3月29日訓令第6号改正
平成29年3月31日訓令第27号改正

(設置)

第1条 沖縄県立看護大学(以下「大学」という。)の学生の健康保持を図るため、大学に学校医を設置する。

(身分)

第2条 学校医は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

第3条 学校医は、学生の健康管理に関する計画に助言し、及び学生の健康について必要な指導助言を行う。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 学校医は、医師のうちから知事が委嘱する。

2 学校医の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、保健医療部保健医療総務課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 学校医の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 学校医の勤務場所は、大学とする。ただし、大学の学長(以下「学長」という。)が必要と認めるときには、それ以外の場所に勤務させることができる。

2 学校医の勤務日数は1年につき24日以内とし、勤務日及び勤務時間は学長が別に定める。

(服務)

第7条 学校医は、その業務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、学長の職務上の命令に従わなければならない。

2 学校医は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 学校医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

4 学校医は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、学校医が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

- (3) 学校医として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、学校医に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第80号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日訓令第42号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日訓令第34号)

この訓令は、平成23年3月29日から施行する。

附 則 (平成25年4月5日訓令第68号)

この訓令は、平成25年4月5日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日訓令第56号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月3日訓令第48号)

この訓令は、平成27年7月3日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日訓令第6号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第27号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。